

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	電気工事士法	根拠条項	資料番号	5 1	担当課	消防防災安全課
		4-4②	許認可等の内容	第二種電気工事士に係る知識及び技能の認定		
<p>○電気工事士法（昭和三十五年八月一日法律第百三十九号） （電気工事士免状） 第四条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。 （第1項～第3項 省略） 4 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。 一 第二種電気工事士試験に合格した者 二 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者 三 経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者</p> <p>○電気工事士法施行令（昭和三十五年九月三十日政令第二百六十号） （免状の交付） 第二条 法第四条第一項の電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類その他の書類及び写真を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（免状の記載事項） 第三条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 免状の種類 二 免状の交付番号及び交付年月日 三 氏名及び生年月日</p> <p>○電気工事士法施行規則（昭和三十五年九月三十日号外通商産業省令第九十七号） （第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程） 第三条 法第四条第四項第二号の経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。</p>						
科目	内容					時間数
電気に関する	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗					百

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	5 1	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-4②	許認可等の内容	第二種電気工事士に係る知識及び技能の認定
基礎理論	<ul style="list-style-type: none"> 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算 				
配電理論及び配線設計	<ul style="list-style-type: none"> 一 配電方式 二 引込線 三 配線 				三十
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	<ul style="list-style-type: none"> 一 電気機器及び配線器具の構造及び性能 二 電気工事用の材料の材質及び用途 三 電気工事用の工具の用途 				九十
電気工事の施工方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 配線工事の方法 二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 三 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 四 接地工事の方法 				七十
一般用電気工作物の検査方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定の方法 四 接地抵抗測定の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法 				十五
配線図	配線図の表示事項及び表示方法				五十
一般用電気工作物の保安に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> 一 法、令及びこの省令 二 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号） 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号） 				五十
実習	<ul style="list-style-type: none"> 一 電線の接続 				五百七十

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	5 1	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-4②	許認可等の内容	第二種電気工事士に係る知識及び技能の認定
	二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 一般用電気工作物の検査 九 一般用電気工作物の故障箇所の修理				
<p>(第二種電気工事士の認定の基準)</p> <p>第四条 法第四条第四項第三号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none">一 旧電気工事技術者検定規則（昭和三十四年通商産業省告示第三百二十九号）による検定に合格した者二 職業訓練法（昭和三十二年法律第百三十三号）による職業訓練指導員免許（職種が電工であるものに限る。）を受けている者のうち、同法第十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上従事していたもの三 旧電気工事人取締規則（昭和十年逓信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は屋側配線の業務に十年以上従事していたもの四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの <p>(電気工事士の認定の手続)</p> <p>第五条 法第四条第三項第二号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第二条の五各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四条第四項第三号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第四条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(免状の交付の申請)</p> <p>第六条 免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各</p>					

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	5 1	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-4②	許認可等の内容	第二種電気工事士に係る知識及び技能の認定
<p>号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真二枚を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第二号に該当する者にあつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事</p> <p>二 法第四条第三項第二号又は同条第四項第三号に該当する者にあつては、当該各号の認定を行つた都道府県知事</p>					